

別紙様式第7号の2（第25条の2の4関係）

20 cm 以上	30cm以上	
	外国銀行代理長期信用銀行認可票	
	外国銀行代理業務	
	認可番号	金融庁長官（ ）第 号
	(外国銀行代理長期信用銀行の商号)	
(所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国)		

（記載上の注意）

- 1 「所属外国銀行の商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（長期信用銀行法第6条の3第1項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、すべての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。
- 2 長期信用銀行法第6条の3第2項の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条第1項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営む場合にあっては、認可番号に代えて、同条第2項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営む者である旨を表示すること。